

<労働災害は前年同期より大きく減少>

1 労働災害発生状況

令和5年8月に確認された休業4日以上労働災害件数は11件でした。令和5年の労働災害件数は、合計で68件となり、前年同期の95件と比べて27件減少(-28.4%)となりました。

年齢が60歳以上の高齢労働者の労働災害件数は、68件中22件(32.3%)となっています。50歳以上の年齢に拡大すると、37件と半数以上を占めています。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

【建築工事業】

・配管工事において、配管の穿孔を行うため、手持ち式のドリルを左手に持って作業していたところ、誤って添えていた右手薬指に接触し、腱を断裂したものの。(40代男性、2週間)

・外壁改修工事において、1階屋根上に立って作業していたところ、誤って墜落し、胸を骨折したものの。(70代男性、1週間)

【海運業】

・船の機関室内で作業していたところ、熱中症となったものの。(40代男性、2週間)

【道路貨物運送業】

・ダンプトラックの荷台上からステップを通じて降りている最中に、持っていたスコップを運転席後ろの収納スペースに収めようとしたところ、足を滑らせて墜落し、背骨を骨折したものの。(70代男性、3週間)

・ダンプトラックの荷台上で、荷物の上に掛けていたシートに溜まっていた水を取り除こうとして、シートを引っ張った際に勢い余って荷台上から墜落し、右肩を捻挫したものの。(50代男性、1週間)

【漁業】

・ホタテ漁において、揚貨装置で吊っている八尺(ホタテ漁用の漁具)を海側へ押していた際に、ホタテ貝を踏んで足を捻り、左足首を骨折したものの。(30代男性、1か月)

【畜産業】

・牛舎内で牛を搾乳機械へ誘導していた際に、走り出した牛に右足を踏まれ打撲したものの。(10代女性、2週間)

3 稚内署からのお知らせ

○墜落災害が増加しています～「1メートルは一命取る」～

稚内署管内の労働災害件数は昨年と比べ減少傾向にありますが、墜落災害は17件発生しており、前年同期より5件増加(約40%増)しています。特に、貨物自動車の荷台上から墜落する災害が目立っています。現在までに道路貨物運送業の労働災害件数は10件ありますが、そのうち5件は墜落災害です。一般に、荷台上の高さは、1m強程度ですが、「1mは一命取る」という標語もあるほど、十分に危険な高さです。墜落災害防止のために、安全な作業床や昇降設備の設置、墜落制止用器具の着用、保護帽の着用等を徹底してください。

令和5年10月からは最大積載量が2トン以上の貨物自動車についても保護帽の着用が義務付けられます(一部除く)。その他、荷台への昇降設備の設置義務化(令和5年10月から)、テールゲートリフター使用者への特別教育義務化(令和6年2月から)などの法改正があります。対応をお願いいたします。

○熱中症クールワークキャンペーン(5月1日～9月30日)

当署管内においても、8月は熱中症による休業災害が発生しました。熱中症対策のためには、水分補給やこまめな休憩が重要です。ポイントは、体調不良を感じていなくても水分を摂取することです。もし、体調不良等があった場合は、躊躇することなく救急隊を要請してください。

(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)

○労働衛生週間(準備期間9月、本週間10月1日～10月7日)

9月は労働衛生週間準備期間です。職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策、化学物質による健康障害防止対策、過重労働による健康障害防止対策等の11の重点事項が定められています。この機会に日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34356.html)

○粉じん障害防止総合対策推進強化月間(9月)

9月は粉じん障害防止対策推進強化月間でもあります。粉じん作業というと、砕石業や砂利採取業を思い浮かべるかもしれませんが、**アーク溶接作業**も粉じん作業です。溶接ヒュームという細かい塵が生じているためです。修理等で短時間(短期間)しか使用しない場合にも、**呼吸用保護具(防じんマスク)**は着用義務があります。その他、粉じん障害防止対策に関する詳細は「第10次粉じん障害防止総合対策」に示されています。(下記QRコードからご覧いただけます)

(https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861_00015.html)

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	0件
建設業	2件
道路貨物運送業	3件
林業	0件
その他の事業	6件 (海運業1、畜産業1、漁業1、小売業1、社会福祉施設1、その他の事業1)
計	11件



※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています!

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)